

○甲斐市中小企業・小規模企業振興会議規則

平成29年9月1日

規則第27号

(設置)

第1条 甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成28年甲斐市条例第29号）第11条の規定に基づき、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）について意見交換の促進を図るため、甲斐市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 振興会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 振興施策を推進するための事業の調査、研究、提案及び検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、振興施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 振興会議の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

- 2 委員は、中小企業者等、識見を有する者、地域経済団体、金融機関、市民その他関係機関及び職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 振興会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、振興会議の会務を総理し、振興会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 振興会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、振興会議に委員以外の者の出席を求め、説明

又は意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬は、甲斐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年甲斐市条例第43号）第2条の規定により、予算の範囲内で市長が定める額とし、支給方法は、同条例第4条の規定により支給する。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、産業振興部商工観光課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。